

# 山口県報

平成18年  
2月10日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	一
保安林の指定(森林整備課)	一
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(漁政課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
公告	三
一般競争入札の実施(税務課)	三
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	四
教委公告	四
一般競争入札の実施	五
選管告示	五
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の名称等	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	七

### 山口県告示第六十八号



生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四

十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名	名	施	術	所	在	地	指定年月日
畑村 努	なる	と	接	骨	院	下関市新地西町一〇番九号	平成一七、七、一九

### 山口県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
  - 長門市三隅下字水ヶ浴三二七の一から三二七の四まで、三一九、三二〇、三二五の一、三二六、三二七、三三〇、三三一、字道祖神三三四、字上水ヶ浴一三〇二から一三〇五まで、一三〇七、一三〇九、一三一一から一三一一四まで、三三三五から三三三九まで、三三三四
  - 阿武郡阿東町大字蔵目喜字津江ヶ迫三七〇、三七一の一、三七二、三七三、字神原八一七、八二二の一
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 長門市三隅下字水ヶ浴三一九・三二〇・三三一・字上水ヶ浴一三一一・一三二四・三三三三・三三三四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部  
 森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第七十号**

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定によ  
 る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意  
 があったと認めた。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

由宇加入区

**山口県告示第七十一号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道  
 路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい  
 て一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
 路線名 萩秋芳線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢郡美東町大字給堂字杉ケ埜二〇 六五の一地先から 同郡同町大字赤字一町畑三〇五の 一地先まで	旧	最狭 五四・八〇	八三八・一	
	新	最狭 五一・八〇	七九九・一	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道

路線名 福浦港金比羅線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市彦島福浦町二丁目二の九地先 から 同市 同町二の八地先まで	旧	最狭 一一四・八八	一七・〇	
	新	最狭 二一四・二八	一七・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 日野吉田線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市大字吉田地方字坂辻二五五〇 の二地先から 同市同大字 一地先まで	旧	最狭 二二七・〇〇	二〇五・五	
	新	最狭 三一四・〇〇	二〇五・五	高速自動車国道 に関する工事によ り、供用開始の期 日を完了した。

**山口県告示第七十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道  
 路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい  
 て一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩秋芳線	美祢郡美東町大字給堂字杉ケ埜二〇四九の一地先から 同郡同町大字赤字一町畑三〇五の一地先まで	平成十八年二月十 一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 福浦港金比羅線	下関市彦島福浦町二丁目二の九地先から 同市同町二の八地先まで	平成十八年二月十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 日野吉田線	下関市大字吉田地方字坂辻二五五〇の二地先から 同市同大字同字二五五八の一の地先まで	平成十八年二月十一日



(八三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称  
電気

(二) 物品等の予定数量  
百八十九万九千ワット時

(三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間

(五) 納入場所  
山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、その他の種目について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三條第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成十八年二月十四日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

岩国県税事務所総務課

(三) 受領期限

平成十八年三月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年

三月二十八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市三笠町二丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第二号会議室

(二) 日時

平成十八年三月二十八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 山崎 英一

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、岩国県税事務所総務課(電話〇八二七―二九―一五〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, 1,899 thousand

kWh.

(3) Delivery period: 1 April 2006 to 31 March 2007

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kennin Bunka Hall Iwakuni

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (TEL 0827-29-1500)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. 27 March 2006

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. 28 March 2006)

(八四) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町村名

山口市

”

”

施行地区

船津上地区

安導寺地区

姫ヶ迫地区

事業の種類

かんがい排水

ため池の整備

”

二 縦覧の期間

平成十八年二月十三日から同年三月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

実習船青海丸の中間検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

県内の造船所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、自動車及び船舶等について業

務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックを有する者であること。

三 契約条項を示す場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立水産高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立水産高等学校

(三) 受領期限

平成十八年三月二十七日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十八年三月二十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

(二) 日時

平成十七年三月二十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県立水産高等学校長 藤原 泰紀
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の種別  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県立水産高等学校（電話〇八三七一六〇九一一）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School
- (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection and general repair of the Fisheries training ship *Omi-maru*
- (3) Term of contract: Specified in the tender manual
- (4) Place of the performance of the service: A shipyard in Yamaguchi Prefecture
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice Management Section: Office division, Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School (Phone: 0837-26-0911)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. March 27, 2006  
In case of bringing a tender: 11:00 A.M. March 28, 2006



山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年二月十日

山口県選挙管理委員会 会長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	提出(年月日)
すやま具史後援会	陶山 具史	陶山悠紀美	防府市天神 / 丁目 / 番 25号		平成18、20
竹中一郎後援会	徳田 容丈	竹中貴代子	山口市大内御堀 / 85の3		〃 23
だてみのる後援会	吉野 一	中島 真哉	美祿市大嶺町東分3423の21		〃 31
徳會昭夫後援会	田中 知夫	徳會 照代	萩市大字高佐上 / 95307		〃 12
西村生則後援会	山影 善則	西村 輝栄	〃 大字紫樺3329		〃 30
西村良夫後援会	荒木 昭一	徳本 長史	山口市小郡下郷 / 318		〃 19
防府を愛し、防府を発展させる会	久保 浩通	中司 達美	防府市千日 2丁目 6番 4号		〃 25
宮内欣二後援会	玉置 要	若木 勝利	萩市大字弥富下4 / 1507		〃 23
むすびの会	岡村 精二	村田 義三	宇部市大字東須恵3517		〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年二月十日

山口県選挙管理委員会 会長 栗田 勉 臣

政治団体の名称	異動事項	異動内容		提出(年月日)
		新	旧	
自由民主党山口県自動車整備支部	代表者	竹村荘一郎	原田 裕	平成18、25
	会計責任者	青木 明	石田 大造	
有田あつし後援会	代表者	中野 睦良	眞城 瑞洋	〃 30

	事務所	山口市江崎2630	山口市大字江崎2630	
上田好寿後援会	代表者	上田 均	高松 幹昌	〃 〃 26
青進会	事務所	山口市徳地野谷/38	佐波郡徳地町大字野谷/38	〃 〃 6
友田たもつ後援会	代表者	畑野 浩巳	花田 史朗	〃 〃 19
	〃	西村 正文	片山 光政	
長尾進後援会	事務所	山口市阿知須1519の2	吉敷郡阿知須町1519の2	〃 〃 30
	〃	熊毛郡上関町大字室津/018	熊毛郡上関町大字室津670の7	〃 〃 24
平岡隆嗣後援会	〃	山口市朝田1762	山口市大字朝田1762	〃 〃 25
藤井盛男後援会	代表者	古谷 紀一	井村 重信	〃 〃 24
	会計責任者	松原 豊子	古谷 紀一	
松原忠志後援会	代表者	竹村 荘一郎	原田 裕	〃 〃 〃
	会計責任者	青木 明	石田 大造	〃 〃 〃
山口県自動車整備政治連盟	事務所	山口市小郡下郷/080の3	吉敷郡小郡町大字下郷/080の3	〃 〃 20
	〃	山口市吉敷3325の1	山口市大字吉敷3325の1	〃 〃 26
山田しょうじ後援会	名称	山田しょうじ後援会	山田昌治後援会	
	代表者	中村 浩美	岡本 正	〃 〃 12
	事務所	山口市佐山1/518	山口市大字佐山1/518	

山口県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 櫻田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
重富賢二後援会	松崎 孝一	山根 繁	山口市小郡上郷487の1	平成17/2、31
藤井正二後援会	山本 佑二	田村 浩	防府市大字佐野/215	〃 〃 1
みそのおおし昭後援会	御園生邦昭	御園生隆子	周南市遠石 / 丁目8番23号	〃 〃 31
御園生後援会	中村 俊彦	〃	〃	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 櫻田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名(指定届出年月日)	備考
岡村 精二	山口県議会議員	むすびの会	宇部市大字東須恵3517	岡村 精二	平成17、23	
陶山 具史	防府市長	すやま具史後援会	防府市天神 / 丁目 / 番25号	陶山 具史	〃 〃 20	

山口県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 櫻田 隆 司

平成十八年二月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

御園生邦昭	居出された者の氏名	徳山市長	公職の種類	資 金 管 理 団 体	備 考
みそのお邦昭 後援会	名 称	主たる事務所の所在地 周南市遠石 / 丁目8番 23号	代表者の氏名	御園生邦昭	(資金管理団体の) なぐなつ日 届出年月日
					平成18、 / 、 30